

許せません!

憲法「改正」、 教育基本法「改正」のねらい

憲法第9条を変えて「戦争ができる国」をめざす動きがよまっています。これに先立ち、教育基本法を変えようとの動きが急を告げています。政府与党の「教育基本法改正に関する協議会」は、2004年6月、教育基本法を全面的に変える「中間報告」を出しました。その主な内容は...

「憲法の精神に則り」を削除?

「憲法の精神に則り」や、「平和的な国家及び社会の形成者」などの文言を削除する一方、「国を愛する心」を盛り込み、憲法第9条の「改正」と連動させるねらいが、

「教育は不当な支配に服することなく」を削除・変質

国家権力による支配・統制をきびしくいましめた第10条を書き換えて、子どもや父母・国民ではなく国家が教育の「主体」になり、行政による教育支配をつらめく。



「ひとしく教育を受ける権利」を否定

第3条「教育の機会均等」の原則をゆがめ、能力主義と競争による教育にすりかえ。義務教育の年限も弾力化。

「教育振興基本計画」を規定

政府が教育内容に直接介入し、学校におしつける計画。

お国のために 命をさしだす人間を

自民党、公明党、民主党が憲法「改正」を競いあっています。その最大のねらいは第9条の改悪です。自衛隊が公然と海外で軍事行動を行い、再び「戦争する国」への道をすすもうとしています。

教育基本法「改正」のねらいはこうした国づくりと、これに奉仕する人づくりにあります。自民党、民主党などの国会議員でつくる「教育基本法改正促進委員会」の席上、民主党の西村真悟議員は「お国のために命をさしだす人間をつくる」ことだと、そのねらいをあからさまに述べました。

憲法・教育基本法を 生かすことこそ

小泉首相や文部科学大臣らは2005年の通常国会に教育基本法「改正」案を提出することをねらっています。

しかし、子どもたちがのびのび学べる学校、安心して育つことができる地域をつくるためには、憲法や教育基本法を生かすことこそ必要です。

国の責任による30人学級の実現や私学助成、社会教育の充実など、憲法・教育基本法を具体的に生かした運動を、みんなの力でさらにひろげましょう。



